

第179号議案

公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場)

目次	ページ
1 施設の概要.....	1
2 指定管理者制度の導入.....	9
3 指定管理者候補者の概要.....	10
4 指定管理者候補者の選定経過.....	10

【参考資料】

(1) 事業計画書概要.....	13
(2) 指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写).....	22
(3) 募集要項、仕様書.....	26

1 施設の概要

(1) 長崎市二輪車等駐車場（指定管理者制度導入施設）

ア 名称、所在地、有料無料の別、構造、駐車台数、供用日等、入出庫時間：

名称	所在地	有料 無料 の別	構造		駐車 台数	供用日等		入出庫時間 (承認基準)
						供用日	供用時間	
古川町二輪車等駐車場	古川町	有料	平面 自走式	個別ロック式	45 台	1月1日 から 12月31日 まで	午前0時 から 午後12時 まで	午前7時 から 午後10時 まで
万才町二輪車等駐車場	万才町			84 台				
元船町二輪車等駐車場	元船町			ゲート式	83 台			
尾上町二輪車等駐車場	尾上町			個別ロック式	66 台			
恵美須町二輪車等駐車場	恵美須町				29 台			
新地町二輪車等駐車場	新地町				21 台			
元船町第2二輪車等駐車場	元船町				17 台			
住吉町二輪車等駐車場	住吉町				20 台			
興善町二輪車等駐車場	興善町				18 台			
新大工町二輪車等駐車場	新大工町				28 台			
長崎駅二輪車等駐車場	尾上町			ゲート式	88 台			
矢の平1丁目二輪車等駐車場	矢の平1丁目	無料	-	17 台				
西山2丁目二輪車等駐車場	西山2丁目			23 台				
若葉町二輪車等駐車場	若葉町			97 台				
大橋町二輪車等駐車場	大橋町			65 台				
東山町二輪車等駐車場	東山町			10 台				
東山町第2二輪車等駐車場	東山町			15 台				
立山地区二輪車等駐車場	西山本町			20 台				
合計	18箇所・746台（有料：11箇所・499台、無料：7箇所・247台）							

イ 設置目的：

二輪車等の放置を防止し、道路交通の円滑化を図り、良好な生活環境を確保することを目的とする。

ウ 利用料金（承認の基準）：

区 分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えるとき	200円
24時間を超える場合		24時間につき 200円

エ 駐車台数の推移：

(単位：台)

名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
古川町二輪車等駐車場	13,559	13,827	13,654	14,147
万才町二輪車等駐車場	22,924	21,358	13,559	14,727
元船町二輪車等駐車場	5,682	9,287	20,087	18,466
尾上町二輪車等駐車場	4,370	9,867	18,373	17,274
恵美須町二輪車等駐車場	9,641	9,279	8,874	9,228
新地町二輪車等駐車場	7,490	8,033	6,340	6,556
元船町第2二輪車等駐車場	4,919	5,373	6,591	6,611
住吉町二輪車等駐車場	5,770	6,269	7,103	6,651
興善町二輪車等駐車場	6,596	6,901	5,994	6,228
新大工町二輪車等駐車場	6,863	6,893	5,946	6,122
矢の平1丁目二輪車等駐車場	5,103	3,919	4,273	3,764
西山2丁目二輪車等駐車場	6,305	6,627	6,040	5,656
若葉町二輪車等駐車場	16,874	14,986	12,962	14,422
大橋町二輪車等駐車場	19,172	17,243	15,179	14,470
東山町二輪車等駐車場	1,762	2,160	2,161	2,082
東山町第2二輪車等駐車場	2,435	2,896	1,615	1,812
立山地区二輪車等駐車場	5,030	5,440	5,015	5,158
合計	144,495	150,358	153,766	153,374

オ 収支の推移（二輪車等駐車場^{*1}＋長崎駅西口自動車整理場）：

(単位：千円)

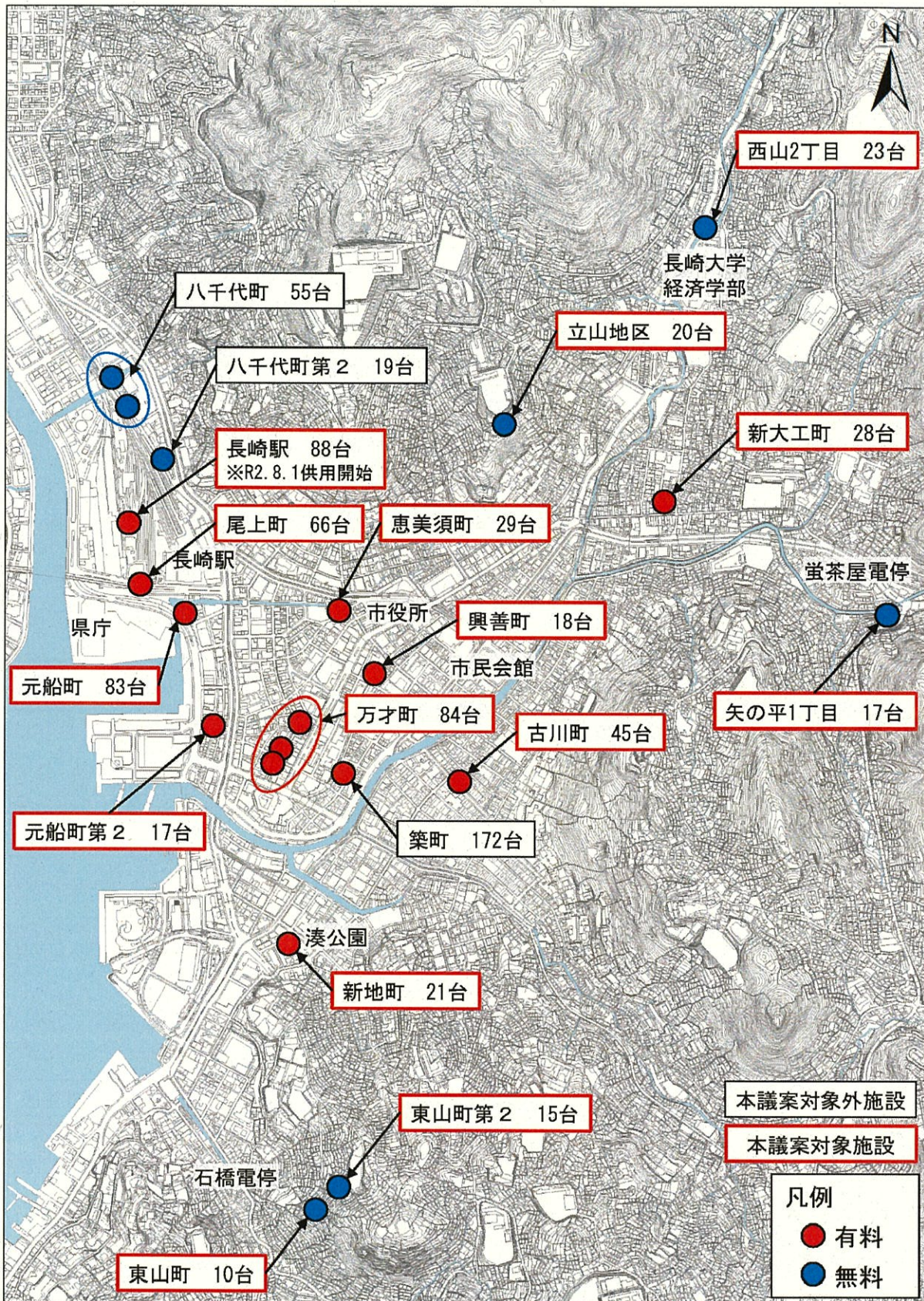
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ^{*3}
料金収入①	19,183	19,956	22,994	22,147	29,767
管理委託費 ^{*2} ②	14,300	14,236	14,528	11,677	14,023
収支①－②	4,883	5,720	8,466	10,470	15,744

※1：築町・松原町二輪車等駐車場を除く

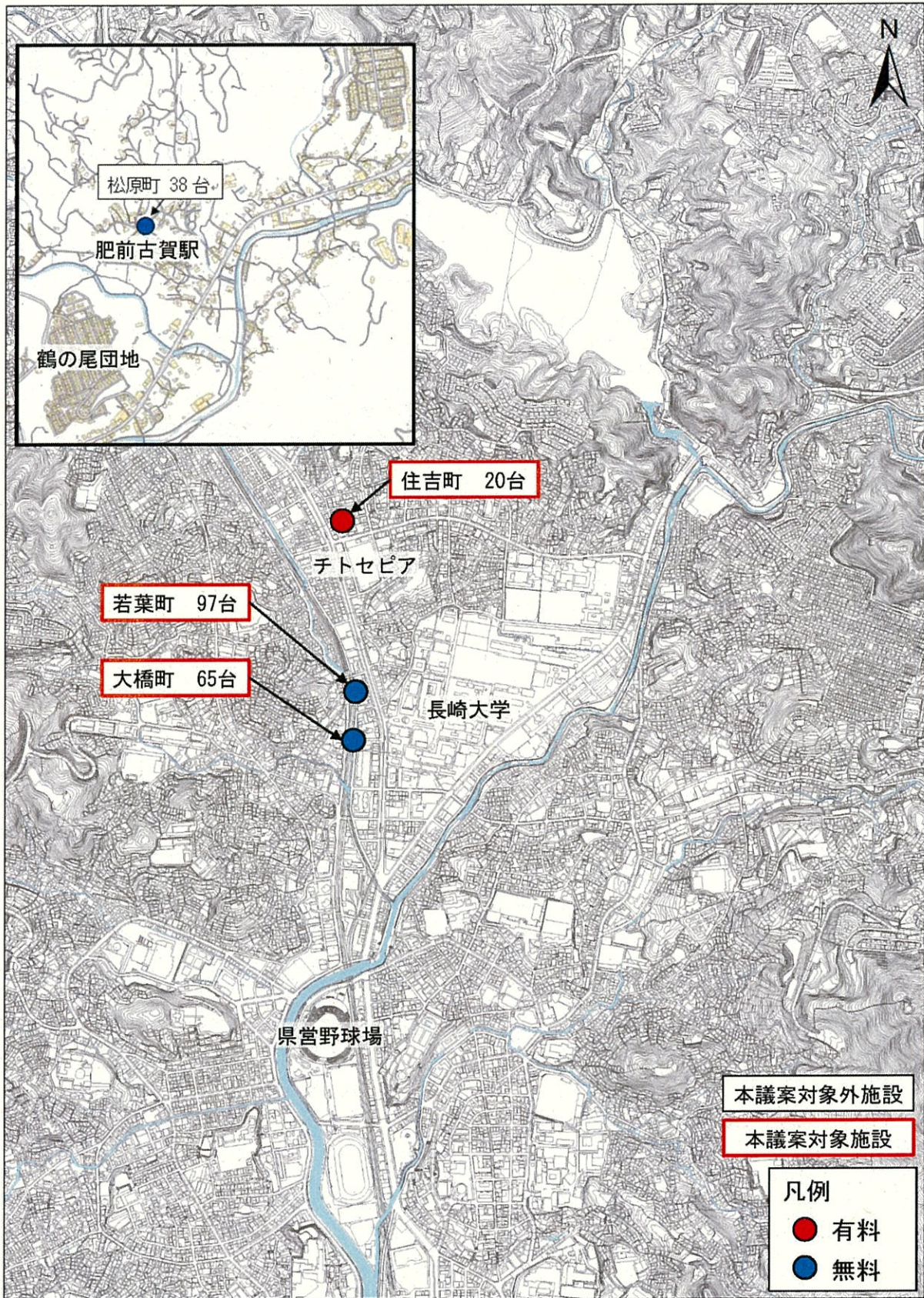
※2：駐車場管理、料金徴収及び機器保守点検業務の合計

※3：令和2年度は当初予算額

カ 位置図 (1/2):



キ 位置図 (2/2) :



(2) 長崎駅西口自動車整理場

ア 名称、所在地、有料無料の別、構造、駐車台数、供用日等、入出庫時間：

名称	所在地	有料 無料 の別	構造	駐車 台数※	供用日等		入出庫時間 (承認基準)
					供用日	供用時間	
長崎駅西 口自動車 整理場	尾上町	有料	平面自走式 フラップ式	18 台 (9 台)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	午前 0 時 から 午後 12 時 まで	午前 0 時 から 午後 12 時 まで

※駐車台数の () は東口駅前交通広場整備後の台数

イ 設置目的：

長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等による道路上の路上駐停車など、無秩序な路上駐停車を抑制し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保することを目的とする。

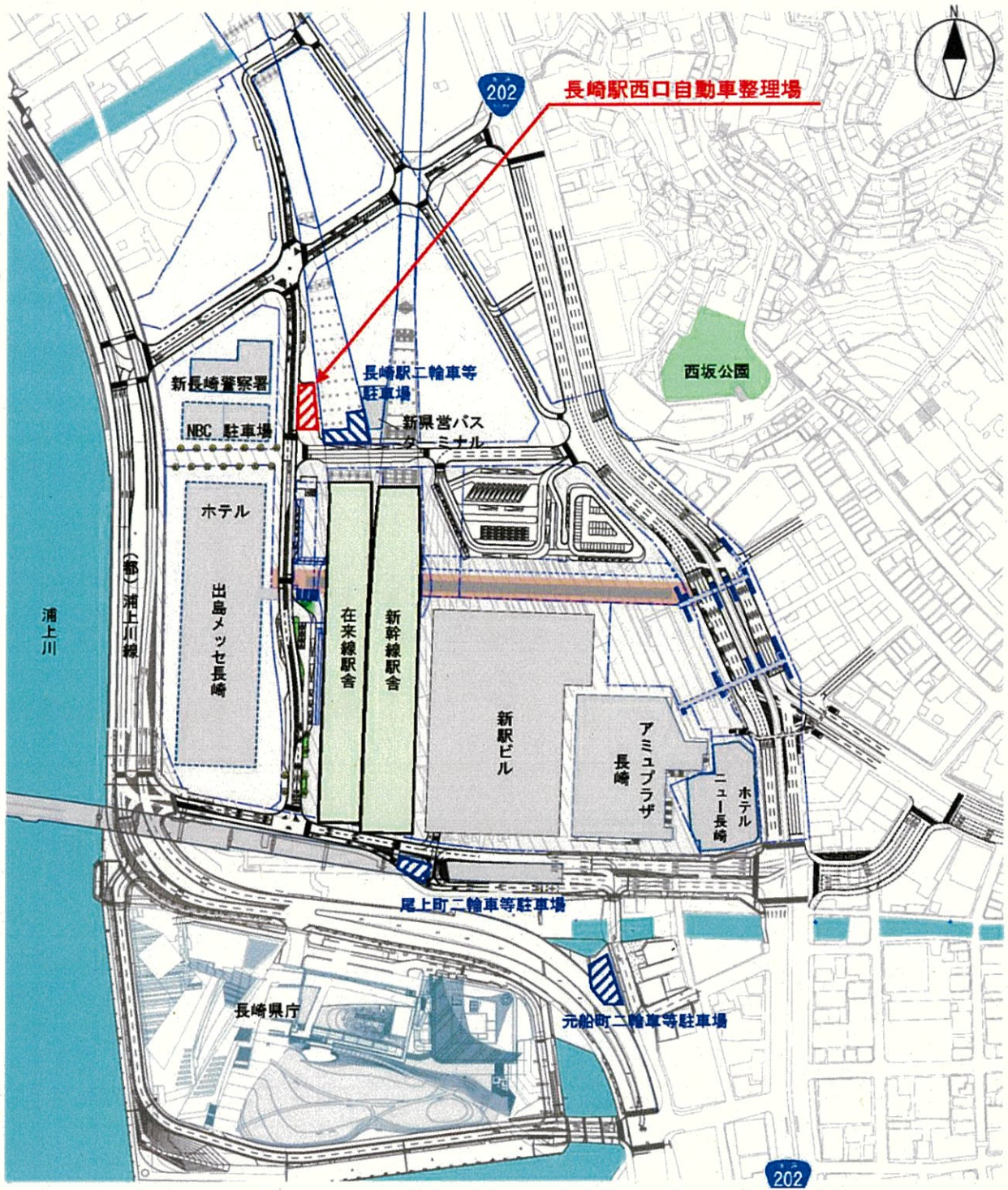
ウ 利用料金 (承認の基準)：

車種	種別	入出庫 1 回ごとの駐車料金	
		最初の 20 分まで	20 分を超える場合
普通自動車 小型自動車 軽自動車		無料	30 分につき 200 円

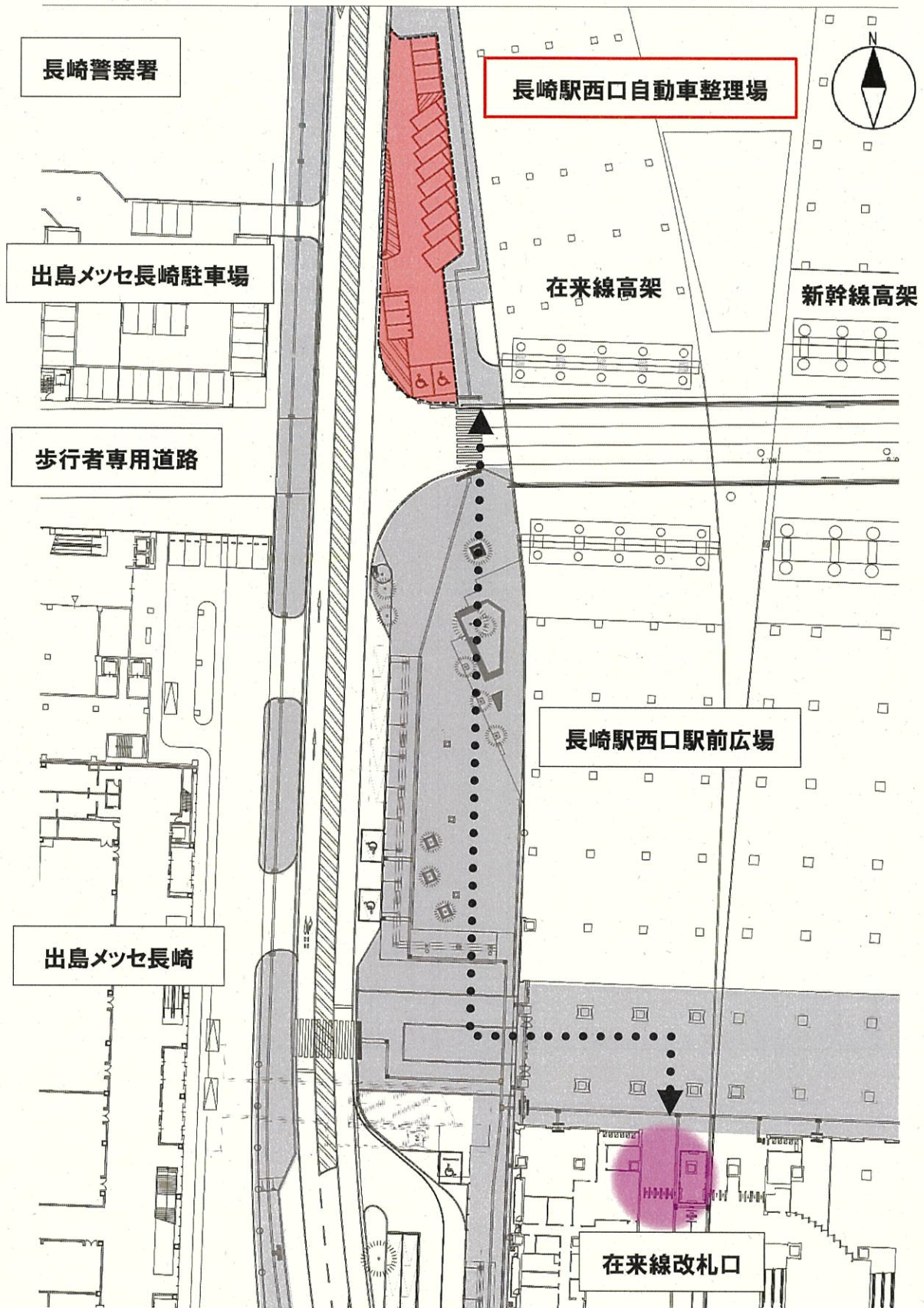
エ 駐車台数及び料金収入：

	駐車台数 (台)			料金収入 (千円)
	20 分以内	20 分以上	計	
令和 2 年 4 月	807	354	1,161	244
令和 2 年 5 月	856	255	1,111	167
令和 2 年 6 月	1,127	604	1,731	371
令和 2 年 7 月	1,168	776	1,944	505
令和 2 年 8 月	1,188	700	1,888	450
令和 2 年 9 月	1,284	713	1,997	467
令和 2 年 10 月	1,604	921	2,525	540

才 位置図：

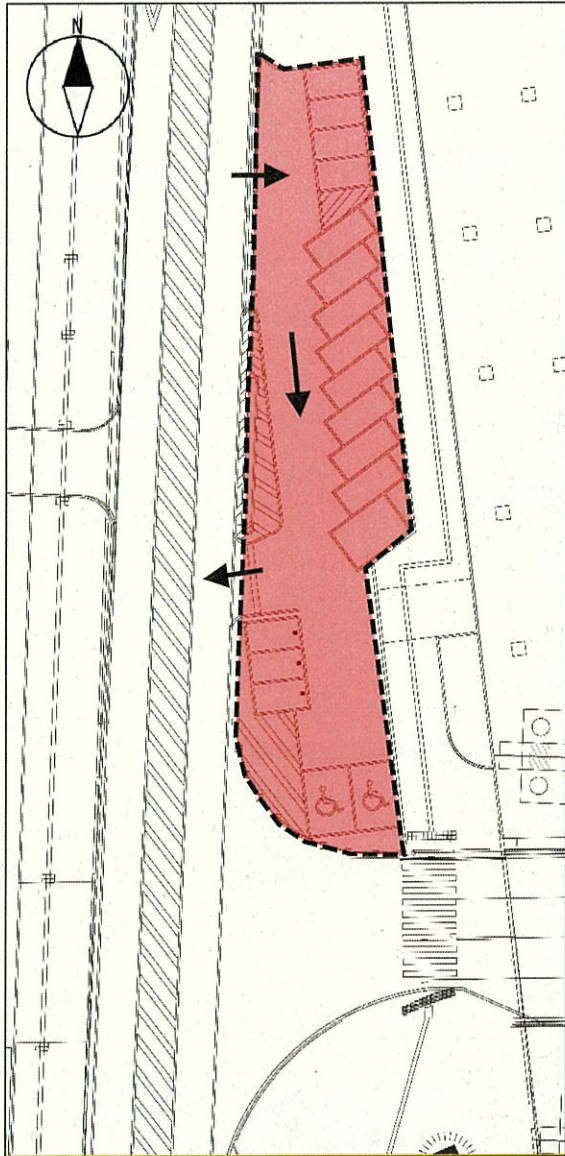


カ 平面図：



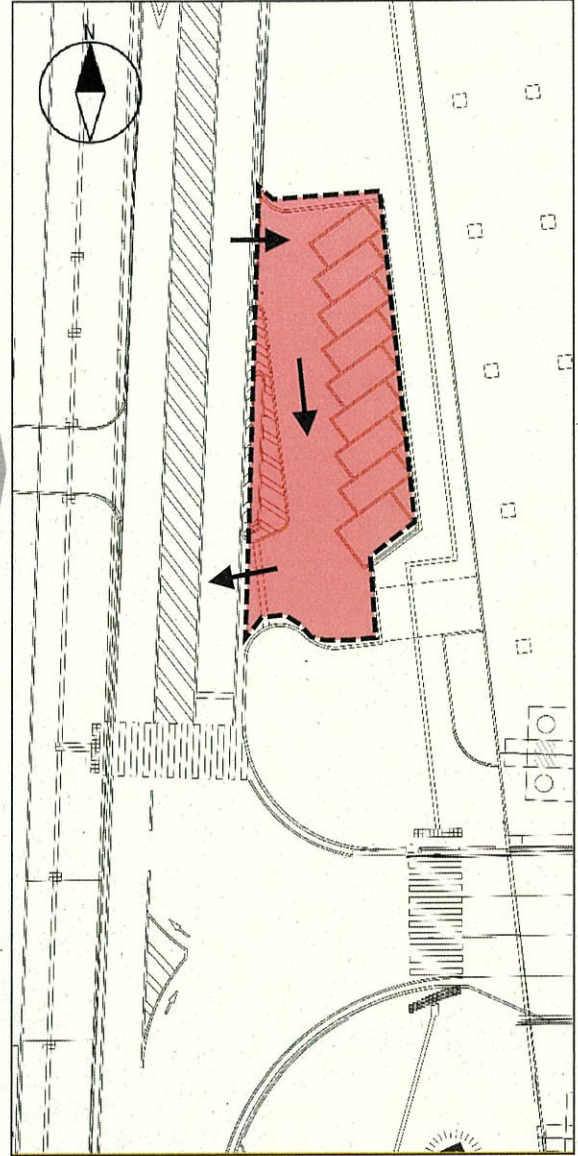
<現状>

18台（東口駅前交通広場整備前）
R2.3.28～R4年度頃



<最終形>

9台（東口駅前交通広場整備後）
R4年度頃～



2 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度の導入

「長崎市二輪車等駐車場」及び「長崎駅西口自動車整理場」の管理に当たり、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減、さらには、事務の効率化やトラブル等への迅速な対応などが期待できるため、令和3年度から指定管理者制度を導入しようとするものである。

なお、両施設は管理形態が類似するため、一体管理することとする。

(2) 利用料金制（完全利用料金制）

当制度の導入に当たっては、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を、直接、指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を適用する。

なお、利用料金収入のみで管理運営経費を賄う「完全利用料金制」とする。

(3) 指定期間

5年間

指定管理者制度の概要

名称	選定方法	利用料金制	指定期間
長崎市二輪車等駐車場 【有料：11施設】 古川町、万才町、元船町、尾上町、恵美須町、新地町、元船町第2、住吉町、興善町、新大工町、長崎駅 【無料：7施設】 矢の平1丁目、西山2丁目、若葉町、大橋町、東山町、東山町第2、立山地区	公募	適用 (完全利用料金制)	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)
長崎駅西口自動車整理場			

(4) これまでの主な経過

令和2年6月議会

・長崎市二輪車等駐車場条例・長崎駅西口自動車整理場条例の一部改正

・補正予算計上（指定管理者候補者選定審査会費）

令和2年6月

「指定管理者候補者選定審査会」設置

令和2年9月

公募開始（9月18日から10月20日まで）

令和2年10月

現地説明会（10月2日、5日）

令和2年11月

書類審査・面接審査を経て指定管理者候補者を選定

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称：株式会社ファーストスター
- (2) 所 在 地：長崎市平和町 20 番 18 号
- (3) 代 表 者：代表取締役 末石 景一
- (4) 設立年月日：昭和 62 年 3 月 3 日
- (5) 主 な 事 業：指定管理施設業務
警備業務（施設警備、交通誘導警備、雑踏警備）
清掃業務

4 指定管理者候補者の選定経過

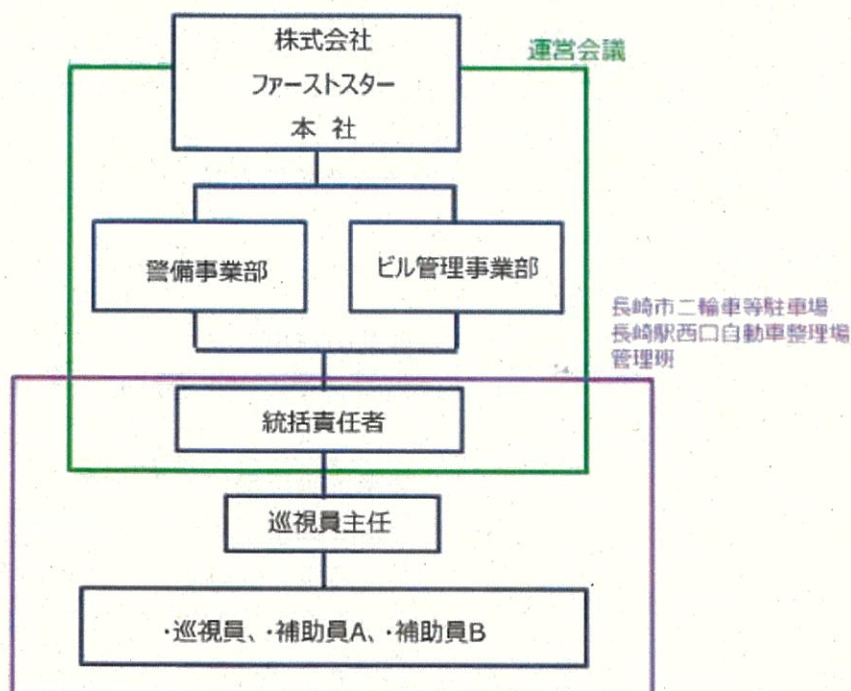
- (1) 応募団体数 2 者
- (2) 指定管理者候補者の提案概要

ア 主な提案内容

- (ア) 施設の利用促進に向けた PR を行うと同時に、利用者へのマナー啓発を行い、道路や通路への二輪車の駐車による通行の妨げの問題解決を図る。
- (イ) 繁忙期や近隣でのイベント開催時など混雑が予想される場合は、警備スタッフの応援にて交通誘導・案内を行い、安全確保と交通渋滞緩和を図る体制を構築する。
- (ウ) 対人でのアンケートを行うほか、QRコードを各所に設置しWEBアンケートを実施し、個人情報を除く各種情報を収集し管理運営に資するよう努める。
- (エ) 自主事業の提案
 - ・インフォメーションボードの設置
 - ・災害対応用（支援型）自動販売機の設置
 - ・防犯カメラの設置

イ 管理運営体制

統括責任者 1 名、巡視員主任 1 名、巡視員 1 名、補助員 2 名の総員 5 名を配置し、2～3 名/日のローテーション勤務を行う。



ウ 固定納付金（提案額）

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
固定納付金	9,935	5,618	5,347	5,347	5,412	31,659
下限額	9,935	5,618	5,347	5,347	5,412	31,659

エ 目標利用台数

（単位：台）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長崎市二輪車等駐車場（有料）	123,000	123,000	123,000	123,000	123,000
長崎市二輪車等駐車場（無料）	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
長崎駅西口自動車整理場	25,380	13,536	13,536	13,536	13,536

※【参考資料】(1)「事業計画書概要」参照

(3) 指定管理者候補者選定審査会による審査

ア 審査会の人数及び構成 5人

会長 源城 かほり 長崎大学大学院工学研究科 准教授
委員 川添 暢也 長崎商工会議所 常議員
委員 河野 英雄 特定非営利活動法人長崎国際文化協会 副会長
委員 佐竹 晃介 (一社)日本二輪車普及安全協会長崎県二輪車普及安全協会
事務局長
委員 寺下 新弥 九州北部税理士会長崎支部

イ 審査経過

回数	開催日	内容
第1回	令和2年7月28日	・会長の選出 ・指定管理者制度及び指定管理対象施設の概要説明 ・募集要項についての協議 ・指定管理者選定に係る評価項目及び配点の協議
第2回	令和2年9月23日	・審査方法(書類審査、面接審査)の協議 ・同点の場合における決定方法の協議
第3回	令和2年10月26日	・書類審査
第4回	令和2年10月28日	・面接審査 ・審査報告書の協議

ウ 審査報告書の概要

総合的に見ても第一順位となった団体は、事業計画に工夫や前向きな姿勢が見られ、安定した管理運営体制も評価された。

※【参考資料】(2)「指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)」参照

【参考資料】

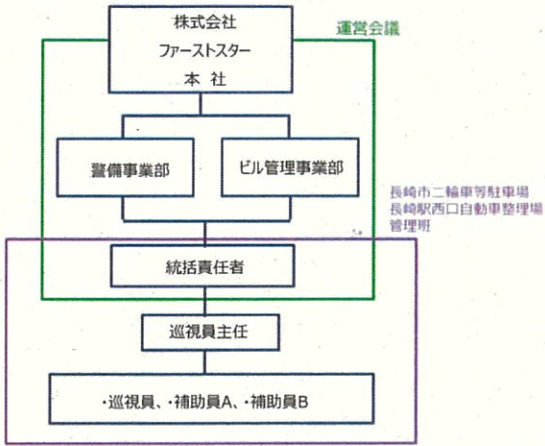
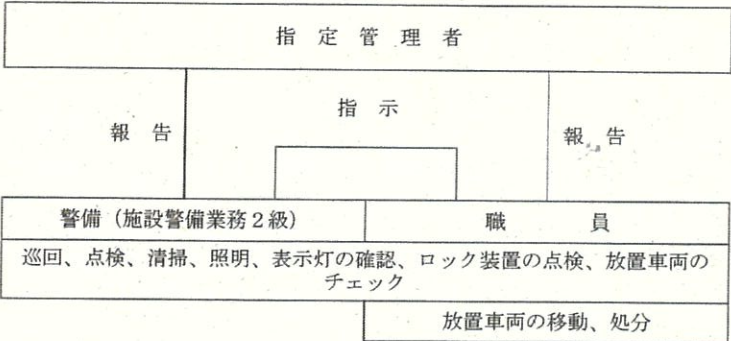
(1) 事業計画書概要

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）
<p>1 基本事項</p> <p>(1) 基本方針</p>	<p>○基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のノウハウを活かし地域社会に貢献するべく、利用者の啓発と利用促進に向け、駐車場の環境整備に取り組む。 ・ 市有財産であるという自覚のもと、関連する長崎市条例及び施行規則並びに関係法令を遵守する。 ・ 「公の事業であるという自覚」、「公平性を確保したうえで、平等利用を確保」、「行政業務の代行であるという認識」を基本とし、施設の有効活用と利便性の向上を図り、公平性、透明性を持って事業の運営に取り組み、誰もが利用できるサービスの提供に努める。 <p>○運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のサービスの向上に努める。 ・ 利用者の福祉の増進を図る。 ・ 緊急時の迅速な対応を行う。 ・ 豊富な事業提案と実現を図る。 ・ 経費の削減を図る。 ・ 良質な施設の維持管理と周辺地域の良質な環境づくり、周辺地域との良質な関係を築く。 ・ まちづくり、地域社会振興の寄与に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各駐輪場の収容台数が無駄なく、一人でも多くの市民が利用できるようにすることが指定管理者としての義務と考える。 ・ 各駐輪場、自動車整理場の利用が減少する利用日、利用時間帯に利用者が増加する方法を各駐輪場、自動車整理場を実際に回り管理分析していくことで把握、実践する方針。
<p>(2) 平等利用の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的を理解し公平・公正の原則の考え方に基づいて対応する。 ・ 公の事業であることを全員が理解し、担当する職員は業務を遂行しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平に利用できるよう、特定者が独占することなく、さらに放置車両や不正利用を減らすため管理を徹底する。

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が不平等と感ずることが無いように、職員の対応はマニュアルに沿って行う。 ・利用者が不公平と感ずることが懸念されるサービスは導入しない。 																									
(3) 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律」及び「長崎市個人情報保護条例」、「長崎市個人情報保護条例施行規則」を遵守することはもとより、当社の「個人情報保護規程」、「個人情報保護方針」、「秘密保持契約書」、「情報セキュリティ基本方針」、「機密漏洩防止管理規程」に則り、管理運営体制を整備するとともに、細心の注意を払い適切に個人情報の取扱いを行う。 ・何より従事者への意識付けが最も大切であり、教育・研修の場はもとよりあらゆる機会を通して、繰り返し個人情報の取扱いについて指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法及び長崎市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護のための取扱い規程等を作成し外部や第三者に漏れることがないように定期的に職員に指導、周知徹底する。 																								
2 事業計画 (1) 施設の運営計画 ア 年間運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・日常作業 <table border="1" data-bbox="492 877 1254 1388"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>対象施設</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>門扉の開・施錠</td> <td>古川町</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>場内巡視・点検・清掃</td> <td>全施設</td> <td>有料：1回/日 無料：1回/2日</td> </tr> <tr> <td>消耗品点検・補充</td> <td>有料施設</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>釣銭確認・集金</td> <td>有料施設</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>利用状況照会・保管</td> <td>有料施設</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>放置車両報告・対応</td> <td>全施設</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>緊急対応</td> <td>全施設</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	対象施設	実施頻度	門扉の開・施錠	古川町	1回/日	場内巡視・点検・清掃	全施設	有料：1回/日 無料：1回/2日	消耗品点検・補充	有料施設	1回/週	釣銭確認・集金	有料施設	1回/週	利用状況照会・保管	有料施設	1回/日	放置車両報告・対応	全施設	随時	緊急対応	全施設	24時間	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・有料駐輪場及び自動車整理場の巡回、清掃、放置車両等のチェック ・精算機等の消耗品の補充、交換 ・古川町二輪車等駐車場の出入口の施錠、開錠 ○2日に1回実施 <ul style="list-style-type: none"> ・無料駐輪場の巡回、清掃、放置車両のチェック ○随時実施 <ul style="list-style-type: none"> ・釣銭の補充、集金、放置車両の除去 ・緊急対応、修繕 ○月次業務 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市担当部署への報告
実施内容	対象施設	実施頻度																								
門扉の開・施錠	古川町	1回/日																								
場内巡視・点検・清掃	全施設	有料：1回/日 無料：1回/2日																								
消耗品点検・補充	有料施設	1回/週																								
釣銭確認・集金	有料施設	1回/週																								
利用状況照会・保管	有料施設	1回/日																								
放置車両報告・対応	全施設	随時																								
緊急対応	全施設	24時間																								

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）																					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期業務 <table border="1" data-bbox="488 279 1249 563"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>対象施設</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書作成・提出</td> <td>全施設</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>駐車機器保守点検業務</td> <td>有料施設</td> <td>1回/3月</td> </tr> <tr> <td>植栽管理業務</td> <td>万才町、元船町</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>消防設備点検業務</td> <td>長崎駅</td> <td>2回/年</td> </tr> </tbody> </table> ・ 研修等 <table border="1" data-bbox="488 611 1249 751"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営会議</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td>安全パトロール</td> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table> 	実施内容	対象施設	実施頻度	報告書作成・提出	全施設	1回/月	駐車機器保守点検業務	有料施設	1回/3月	植栽管理業務	万才町、元船町	1回/年	消防設備点検業務	長崎駅	2回/年	実施内容	実施頻度	運営会議	1回/月	安全パトロール	1回/月	<ul style="list-style-type: none"> ○管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品類、消耗品類の管理 ・ ジャーナルチェック、利用状況等の照会 ・ 植栽の管理
実施内容	対象施設	実施頻度																					
報告書作成・提出	全施設	1回/月																					
駐車機器保守点検業務	有料施設	1回/3月																					
植栽管理業務	万才町、元船町	1回/年																					
消防設備点検業務	長崎駅	2回/年																					
実施内容	実施頻度																						
運営会議	1回/月																						
安全パトロール	1回/月																						
イ 営業の制限等における長崎市との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者として事業の円滑な推進を図るため、積極的な協力体制を構築する。 ・ 当社ウェブサイトをはじめ、当社が指定管理を行っているほかの施設での案内（掲示物等）により、利便性を極力損なわないよう努める。 ・ また、混雑が予想される場合は、当社警備員を配置し、雑踏及び交通誘導も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万才町、元船町、尾上町各二輪車等駐車場の駐車機器の入替工事に伴い長崎市の広報誌及びホームページに駐輪場の工事日と工事内容、封鎖日等の掲載を依頼する。 																					
ウ 周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化 <p style="margin-left: 20px;">場内の環境美化への意識を高めることで、街並みの景観を損なわない取組みを図る。</p> ・ 利用促進の向上 <p style="margin-left: 20px;">利用促進に向けたPRを行うと同時に、利用者へのマナー啓発を行うことで、道路や通路への二輪車の駐車により、歩行</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用車両が適切な場所へ駐輪駐車され、交通を妨害することがないように管理する。 ・ 騒音等により近隣へ迷惑が掛からないよう施設の状況を把握し、トラブルが起きないように管理する。 																					

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）
	<p>者の通行の妨げになったり、緊急車両が通行できないなどの問題解決を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止 アイドリングストップを啓発する。 ・緊急時・夜間対応 迅速な現場急行と対処を心掛け、迅速な対応が履行されることで、近隣に対して迷惑を起こさないよう対処する。 	
エ 駐車機器の調達計画及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車機器仕様は標準仕様とする。 ・令和3年4月中の施工・運用開始が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車機器仕様は標準仕様とする。 ・令和3年4月中に実施予定。
(2) 提供するサービス ア 営業時間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行規則に定める基準のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行規則に定める基準のとおりとする。
イ 時間料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に定める基準のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に定める基準のとおりとする。
ウ 減免の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行規則に定める基準のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行規則に定める基準のとおりとする。
エ 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「インフォメーションボードの設置」 ・「災害対応用（支援型）自動販売機の設置」 ・「防犯カメラの設置」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「監視カメラの設置」 ・駐輪車両への自賠責期間切れや期間間近のお知らせ等を掲示。
3 管理運営体制 (1) 人員配置 ア 人員配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者 管理運営業務全体を指揮する者であり、設備保守の計画立案、外部との連携・協力体制の調整に係る業務を担うため、施設等管理経験及び人材活用できる管理職社員を配置する。 ・巡視員 日常管理はもとより、接客サービスができる人材であり、 	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪車、自転車に精通している者が各駐輪場を巡回。 ・警備に精通している者に一部補助を依頼。

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）
	<p>設備等不具合発生時、一定の一次対応ができる者を配置する。また、巡視員から1名を主任者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助員 <p>欠員が生じた場合や至急の応援要請に即応するため、補助員として2名を配置する。</p> 	
イ 職員配置	<p>・組織図</p>  <p>・統括責任者の保有資格は、貴重品運搬警備2級、警備員指導教育責任者1号・2号・3号、甲種防火管理者とする。</p>	
ウ 現場実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者1名、巡視員2名、補助員2名の総員5名を配置し、2～3名/日のローテーションとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料駐輪場、自動車整理場 <ul style="list-style-type: none"> 1日目巡回1名（警備会社） 2日目巡回1名（指定管理者職員） 上記内容で交互に巡回する。 ・無料駐輪場 <ul style="list-style-type: none"> 2日に1回巡回（指定管理者職員）

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）																
エ 職員の教育及び研修計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 279 1070 327">実施内容</th> <th data-bbox="1070 279 1263 327">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 327 1070 375">防犯講習</td> <td data-bbox="1070 327 1263 375">4回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 375 1070 422">AED研修</td> <td data-bbox="1070 375 1263 422">1回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 422 1070 470">接客研修</td> <td data-bbox="1070 422 1263 470">2回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 470 1070 518">観光研修</td> <td data-bbox="1070 470 1263 518">2回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 518 1070 566">関係法令研修</td> <td data-bbox="1070 518 1263 566">2回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 566 1070 614">個人情報保護研修</td> <td data-bbox="1070 566 1263 614">2回／年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 614 1070 662">清掃講習</td> <td data-bbox="1070 614 1263 662">4回／年</td> </tr> </tbody> </table>	実施内容	実施頻度	防犯講習	4回／年	AED研修	1回／年	接客研修	2回／年	観光研修	2回／年	関係法令研修	2回／年	個人情報保護研修	2回／年	清掃講習	4回／年	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策及び防犯・防災対策についてのマニュアル及び個人情報保護のための取扱い規程等を作成し定期的に職員への指導、周知徹底に努める。
実施内容	実施頻度																	
防犯講習	4回／年																	
AED研修	1回／年																	
接客研修	2回／年																	
観光研修	2回／年																	
関係法令研修	2回／年																	
個人情報保護研修	2回／年																	
清掃講習	4回／年																	
(2) 経理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び条例を遵守し、募集要項及び業務仕様書に沿った経理事務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収についてはこまめに集金し、速やかに金融機関へ入金するとともに精算機メーカーのデータと照合、確認する。 																
(3) 危機管理 ア 警備・保安対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務での巡視は、不定期（不定時）での巡回を行う。 ・不審者及び不審車両等の存在が確認された場合は、適切に対応する。 ・集金・釣銭補充・備品点検時等は、複数名での作業を行う。 ・災害や事故等の発生に備え、全スタッフへの教育・研修を行い、危険予測や即時の対応ができるよう努める。 ・万が一、災害や事故等が発生した場合は、二次災害の発生防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備・保安については警備に精通している者に委託し防犯を強化する。 																
イ 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時には、「緊急時電話連絡網」に沿って迅速な対応や処置を行う。 ・24時間体制で人員を配置しているため、緊急の場合は現場へ急行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対策及び対応については、警備会社に委託し24時間対応できるようにする。 																

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）
	<ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル」を策定し、お客様の安全を第一として、冷静かつ適切な判断のもと、施設保全に努める。 ・各施設の案内板や精算機に連絡先を明示する。 	
ウ 利用者とのトラブルの未然防止と対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ○未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ各自が日頃から条例等の関係諸規定やマニュアルの理解に努め、わかりやすく説明するとともに、丁寧に対応する。 ・スタッフに対する苦情は、都度ミーティングで検討し、研修等により予防に努める。 ・アンケートボックスやアンケート調査を実施して、改善の参考にする。 ○対処方法 <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等があった場合、直ちに対応できるものについては速やかに対処又は措置を講じる。 ・苦情への対応を迅速に行うために、体制を確立し、「苦情対応マニュアル」を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルを未然に防ぐため職員、巡回員の教育の実施。 ・問題が発生した場合は素早く対応し、問題の早期解決を図る。

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）																																																																																																								
4 事業評価 (1) 評価と改善 ア 管理運営における指標及び目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市二輪車等駐車場 <table border="1" data-bbox="495 279 1258 609"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用台数（台）</th> <th rowspan="2">料金収入 （千円）</th> </tr> <tr> <th>有料</th> <th>無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和3年度</td><td>123,000</td><td>52,000</td><td>25,391</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>123,000</td><td>52,000</td><td>25,391</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>123,000</td><td>52,000</td><td>25,391</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>123,000</td><td>52,000</td><td>25,391</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>123,000</td><td>52,000</td><td>25,391</td></tr> </tbody> </table> ・長崎駅西口自動車整理場 <table border="1" data-bbox="495 703 1258 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用台数（台）</th> <th rowspan="2">料金収入 （千円）</th> </tr> <tr> <th>有料</th> <th>無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和3年度</td><td>9,000</td><td>16,380</td><td>5,831</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>4,800</td><td>8,736</td><td>3,110</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>4,800</td><td>8,736</td><td>3,110</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>4,800</td><td>8,736</td><td>3,110</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>4,800</td><td>8,736</td><td>3,110</td></tr> </tbody> </table> 		利用台数（台）		料金収入 （千円）	有料	無料	令和3年度	123,000	52,000	25,391	令和4年度	123,000	52,000	25,391	令和5年度	123,000	52,000	25,391	令和6年度	123,000	52,000	25,391	令和7年度	123,000	52,000	25,391		利用台数（台）		料金収入 （千円）	有料	無料	令和3年度	9,000	16,380	5,831	令和4年度	4,800	8,736	3,110	令和5年度	4,800	8,736	3,110	令和6年度	4,800	8,736	3,110	令和7年度	4,800	8,736	3,110	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市二輪車等駐車場 <table border="1" data-bbox="1285 279 2040 609"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用台数（台）</th> <th rowspan="2">料金収入 （千円）</th> </tr> <tr> <th>有料</th> <th>無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和3年度</td><td></td><td>163,800</td><td>23,798</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td></td><td>165,370</td><td>24,405</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td></td><td>167,000</td><td>24,646</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td></td><td>168,560</td><td>24,871</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td></td><td>170,180</td><td>25,115</td></tr> </tbody> </table> ・長崎駅西口自動車整理場 <table border="1" data-bbox="1285 703 2040 1034"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用台数（台）</th> <th rowspan="2">料金収入 （千円）</th> </tr> <tr> <th>有料</th> <th>無料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和3年度</td><td></td><td>19,660</td><td>4,408</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td></td><td>9,800</td><td>2,197</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td></td><td>9,890</td><td>2,217</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td></td><td>9,990</td><td>2,240</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td></td><td>10,080</td><td>2,260</td></tr> </tbody> </table> 		利用台数（台）		料金収入 （千円）	有料	無料	令和3年度		163,800	23,798	令和4年度		165,370	24,405	令和5年度		167,000	24,646	令和6年度		168,560	24,871	令和7年度		170,180	25,115		利用台数（台）		料金収入 （千円）	有料	無料	令和3年度		19,660	4,408	令和4年度		9,800	2,197	令和5年度		9,890	2,217	令和6年度		9,990	2,240	令和7年度		10,080	2,260
	利用台数（台）		料金収入 （千円）																																																																																																							
	有料	無料																																																																																																								
令和3年度	123,000	52,000	25,391																																																																																																							
令和4年度	123,000	52,000	25,391																																																																																																							
令和5年度	123,000	52,000	25,391																																																																																																							
令和6年度	123,000	52,000	25,391																																																																																																							
令和7年度	123,000	52,000	25,391																																																																																																							
	利用台数（台）		料金収入 （千円）																																																																																																							
	有料	無料																																																																																																								
令和3年度	9,000	16,380	5,831																																																																																																							
令和4年度	4,800	8,736	3,110																																																																																																							
令和5年度	4,800	8,736	3,110																																																																																																							
令和6年度	4,800	8,736	3,110																																																																																																							
令和7年度	4,800	8,736	3,110																																																																																																							
	利用台数（台）		料金収入 （千円）																																																																																																							
	有料	無料																																																																																																								
令和3年度		163,800	23,798																																																																																																							
令和4年度		165,370	24,405																																																																																																							
令和5年度		167,000	24,646																																																																																																							
令和6年度		168,560	24,871																																																																																																							
令和7年度		170,180	25,115																																																																																																							
	利用台数（台）		料金収入 （千円）																																																																																																							
	有料	無料																																																																																																								
令和3年度		19,660	4,408																																																																																																							
令和4年度		9,800	2,197																																																																																																							
令和5年度		9,890	2,217																																																																																																							
令和6年度		9,990	2,240																																																																																																							
令和7年度		10,080	2,260																																																																																																							
イ 評価方法と改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・運営会議 社内各部署が会して報告・協議を行う場でブラッシュアップを図る。 ・自治会・商店街との意見交換会の設置 施設のある地区の自治会や商店街の方々と意見交換会の設置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎駅二輪車等駐車場は、今後利用者の増加が見込まれ、12箇所の駐輪場の中では一番料金収入の増加が予測される。 ・その反面、近隣の尾上町二輪車等駐車場、元船町二輪車等駐車場の利用者が長崎駅二輪車等駐車場に流れる可能性も考えられるが、両駐車場の機器が新品に入れ替わる予定で利便性も良くなることも多少影響があるとの予測から利用者は同程度と予想した。 																																																																																																								

主な項目	第一順位（株式会社ファーストスター）	失格（長崎県二輪車自転車商協同組合）
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善への取組み 外注（委託）業務については、長崎市の監督基準を準用して業務の指導監督にあたり、適切な管理水準を維持する。 ・アンケートの活用 対人でアンケートを行うほか、QRコードを各所に設置し、アクセスしやすい環境づくりを行い、WEBでのアンケートを実施し、個人情報を除いた各種情報を収集する。収集した情報を分析し、運営会議に諮り管理運営に資するよう努める。 	
固定納付金提案額	提案額（5年間総額）：31,659,000円 （下限額31,659,000円の100%）	提案額（5年間総額）：31,659,000円 （下限額31,659,000円の100%）

長崎市土木部指定管理者候補者選定審査会

審査報告書

(長崎市二輪車等駐車場・長崎駅西口自動車整理場)

令和2年10月

令和2年10月28日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市土木部指定管理者候補者選定審査会

会 長 源城 かほり



長崎市土木部指定管理者候補者選定審査会における審査結果について（報告）

長崎市二輪車等駐車場・長崎駅西口自動車整理場の指定管理者の指定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

- (1) 第一順位 株式会社ファーストスター
- (2) 失 格 長崎県二輪車自転車商協同組合

2 選定審査会の構成

会 長	源城 かほり	長崎大学大学院工学研究科 准教授
委 員	川添 暢也	長崎商工会議所 常議員
委 員	河野 英雄	特定非営利活動法人長崎国際文化協会 副会長
委 員	佐竹 晃介	(一社) 日本二輪車普及安全協会長崎県二輪車普及安全協会 事務局長
委 員	寺下 新弥	九州北部税理士会長崎支部

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき評価を行いました。

評価の結果、合計点数が最も高い提案を第一順位として選定し、以下、指定管理者として適当と思われる団体までの順位付けを行いました。

なお、審査にあたっては公平性及び公正性を確保するため、全ての審査において団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none">・会長の選出・指定管理者制度及び指定管理対象施設の概要説明・募集要項についての協議・指定管理者選定に係る評価項目及び配点の協議
第2回	令和2年9月23日	<ul style="list-style-type: none">・審査方法（書類審査、面接審査）の協議・同点の場合における決定方法の協議
第3回	令和2年10月26日	<ul style="list-style-type: none">・書類審査
第4回	令和2年10月28日	<ul style="list-style-type: none">・面接審査・審査報告書の協議

5 申請団体（届出順）

株式会社ファーストスター
長崎県二輪車自転車商協同組合

6 審査結果（採点結果は別紙のとおりです。）

(1) 第一順位 株式会社ファーストスター

管理を行うに当たっての事前調査がしっかり行われており、十分な課題の抽出や積極的な取り組み姿勢が評価できる。また、職員の配置やスキルアップのための研修計画、運営会議や安全パトロールなどの年間事業計画にも配慮が見られ、施設の安定運営も評価できる。

(2) 失格 長崎県二輪車自転車商協同組合

失格基準である「技術点の大項目のすべてにおいて、配点の50%未満となる時」及び「技術点の区分の合計点が配点の60%未満となる時」に該当することから失格となった。

7 審査会総評

総合的に見ても第一順位となった団体は、事業計画に工夫や前向きな姿勢が見られ、安定した管理運営体制も評価された。

(別紙)

採点結果

区分	評価項目			配点			採点			
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	第一順位		失格	
							株式会社 ファーストスター	長崎県二輪車自転車 商協同組合		
技術点	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営にあたり、施設の設置目的等に合致した経営理念・方針を持っているか	10	50	100	40.00	72.50	25.00	46.25
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	5	25		13.75		11.25	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	5	25		18.75		10.00	
	事業計画	施設の運営計画	事業内容に合った計画であるか	10	50	125	40.00	92.50	20.00	53.75
		提供するサービス	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案があるか	15	75		52.50		33.75	
	管理運営体制	人員配置	職員配置や労働環境の設定は、当該施設の業務を行うのに適切か	15	75	150	56.25	100.00	26.25	51.25
		経理	経理、駐車料金徴収事務等は適切であるか	5	25		13.75		7.50	
		危機管理	危機管理体制は適切か(緊急時連絡体制、防犯、防災、利用者トラブル防止等)	10	50		30.00		17.50	
	事業評価	評価と改善	設定した事業指標や目標値に対する評価方法や改善の取組み方針は適切であるか	10	50	50	32.50	32.50	17.50	17.50
	技術点 計				85	425		297.50		168.75
価格点	納付金	固定納付金	固定納付金の提案額は適正か	15	75		56.25	56.25	56.25	56.25
合計				100	500		353.75		225.00	

長崎市二輪車等駐車場・長崎駅西口自動車整理場

指定管理者募集要項

令和2年度

長崎市土木部土木企画課

目次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置目的及び概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	2
4	指定の期間	2
5	管理に関する基本的事項	2
6	経費に関する事項	4
7	責任の分担	7
8	保険	9
9	公募に関する内容	9
10	応募に関する事項	11
11	申請書類	13
12	申請に際しての留意事項	13
13	審査及び選定の基準	14
14	指定管理者の指定の手続き	16
15	協定に関する事項	16
16	モニタリング	17
17	指定の取消し及び違約金	17
18	その他の事項	18

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、長崎市二輪車等駐車場条例（平成 10 年条例第 7 号。以下「二輪車等条例」という。）第 4 条第 2 項及び長崎駅西口自動車整理場条例（令和 2 年条例第 5 号。以下「自動車整理場条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により、長崎市二輪車等駐車場（以下「二輪車等駐車場」という。）及び長崎駅西口自動車整理場（以下「自動車整理場」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

長崎市二輪車等駐車場条例

第 4 条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定を除く。次項において同じ。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

長崎駅西口自動車整理場条例

第 3 条 市長は、整理場の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

ア 二輪車等駐車場

本施設は、二輪車等の放置を防止し、道路交通の円滑化を図り、良好な生活環境を確保することを目的とした施設です。

イ 自動車整理場

本施設は、長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等による道路上の路上駐停車など、無秩序な路上駐停車を抑制し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保することを目的とした施設です。

(2) 施設の概要

ア 二輪車等駐車場

(ア) 名称 長崎市万才町二輪車等駐車場ほか 17 施設

(イ) 所在地 長崎市万才町ほか

イ 自動車整理場

(ア) 名称 長崎駅西口自動車整理場

(イ) 所在地 長崎市尾上町

※その他の詳細は、別に定める「長崎市二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場に係る指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。なお、詳細は仕様書に従い実施することとします。

ア 二輪車等駐車場

- (ア) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (イ) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

イ 自動車整理場

- (ア) 整理場の供用に関する業務
- (イ) 整理場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、整理場の運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的を勘案し、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施していただくこととなります。

また、施設への設備投資を伴う事業を行う場合は、加工承諾等を得て実施いただくこととなります。

なお、長崎市の承諾を得て実施したものについては、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、長崎市の承認を得た場合を除き、原則、速やかに原状回復しなければなりません。

4 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 管理に関する基本的事項

(1) 供用日等

- ア 供用日 1月1日から12月31日まで
- イ 供用時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入出庫時間

入出庫時間は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めます。なお、承認の基準は長崎市二輪車等駐車場条例施行規則（平成10年規則第27号。以下「二輪車等規則」という。）第4条及び長崎駅西口自動車整理場条例施行規則（令和2年規則第25号。以下「自動車整理場規則」という。）第5条のとおりです。ただし、必要と認める場合は、承認した入出庫時間を変更することがあります。

(3) 駐車の拒否等

二輪車等条例第9条及び自動車整理場条例第9条各号のいずれかに該当する場合は、長崎市の判断において駐車拒否、取消し又は出庫を命ずることができます。

(4) 主たる業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務の主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部の業務を委託する場合で、あらかじめ長崎市の承認を得たときはこの限りではありません。この場合、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）のうち地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者を優先してください。

(5) 備品等の取扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は長崎市が購入しますが、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入することも可能です。この場合、維持管理も含めた費用は指定管理者の負担となり、購入した備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、個人情報保護に関する法律、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令、条例、規則及び仕様書に記載しているその他の関係法令等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(7) 個人情報の取扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例第37条の規定により、個人情報の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知れた個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。また、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報の取り扱い規程等を作成するものとします。

(8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例第25条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益又は他の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(10) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後5年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制
- イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行うこととなります。

※本募集要項における経費に関する金額はすべて税込み（消費税 10%）とします。

(1) 利用料金収入

当該施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例で定める額（下表）を基準（上限）として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。

ア 二輪車等駐車場

区 分		入出庫 1 回ごとの金額
24 時間以内の場合	最初の 1 時間まで	100 円
	1 時間を超えるとき	200 円
24 時間を超える場合		24 時間につき 200 円

イ 自動車整理場

種別	入出庫 1 回ごとの駐車料金	
	最初の 20 分まで	20 分を超える場合
普通自動車	無料	30 分につき 200 円
小型自動車		
軽自動車		

(2) 利用料金の減免

利用料金の減免対象は下表のとおりとし、減免割合は基準（下限）をもとに指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなります。また、下表の減免対象以外について減免することも可能ですが、これについてもあらかじめ市長の承認を得て定める必要があります。

自動車整理場

減免対象	減免割合（基準）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 ・ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 に基づき国土交通大臣が定める自動車 	利用料金の全額

(3) 利用料金の取扱い

利用料金は、利用日の属する年度の収入とします。令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの利用にかかる利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。

(4) 営業の制限に関する事項

長崎駅東口駅前交通広場に整備予定の（仮称）長崎駅東口自動車整理場が供用（30～40 台程度を令和 4 年度から供用予定）される際に、長崎駅西口自動車整理場の収容台数を 18 台から 9 台に変更する予定です。このため、自動車整理場の令和 4 年度からの利用料金収入は収容台数 9 台に基づき積算を行っていますが、台数の変更時期に変更が生じる場合は、別途協議を行うこととします。

(5) 駐車機器の取扱い

以下の駐車場について、現在設置している駐車機器は使用しません。指定管理者において賃貸借や再委託等により独自に持ち込み設置（新品に限る）してください。なお、指定管理者において設置する駐車機器は景観色とし、精算機は交通系電子マネー、遠隔型帳票管理システムが利用可能な精算機としてください。また、当該駐車機器に係るリース期間等は 5 年で設定していただくとともに、機器の購入価格相当の支払いについても 5 年間で完了することとしてください。6 年目以降の指定管理期間についても同機種を継続利用するため、再リース契約等が可能な契約条件としてください。なお、持ち込み機器の設置は、原則として令和 3 年 4 月 30 日までに完了することとし、既存の機器類については適正に処分してください。

- ・万才町二輪車等駐車場（精算機 2 台、ロック装置 84 台、通信機器 2 台）
- ・元船町二輪車等駐車場（精算機 1 台、駐車券発行機 1 台、出口判定機 1 台、ゲート装置 2 台）
- ・尾上町二輪車等駐車場（精算機 1 台、ロック装置 66 台、通信機器 1 台）

(6) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。

基準として、利益の 10%までは全額指定管理者の収入とし、その超えた部分の 50%を市への納付もしくは利用者還元にあてることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

(7) 駐車場施設の修繕

ア 長崎市が行う修繕

イで定める指定管理者が行う修繕以外の修繕は、長崎市が行います。

イ 指定管理者が行う修繕

年間上限額 600 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として、付属設備や備品の故障、雨漏りなど駐車場運営において緊急を要する修繕を指定管理者において対応するものとします。なお、指定管理者が行う修繕は利用料金収入より支出していただきます。

(8)長崎市への納付金

ア 固定納付金

各年度の収入状況にかかわらず、指定管理者が長崎市へ納めていただく納付金で年4回に分割して納付していただきます。納付金額は下表の金額を下限として提案してください。この下限額を下回る提案がなされた場合は、その時点で失格とし、面接は行わないこととします。

(ア) 二輪車等駐車場

年度	固定納付金（年間）
令和3年度	5,720千円
令和4年度	4,018千円
令和5年度	3,747千円
令和6年度	3,747千円
令和7年度	3,812千円

(イ) 自動車整理場

年度	固定納付金（年間）
令和3年度	4,215千円
令和4年度	1,600千円
令和5年度	1,600千円
令和6年度	1,600千円
令和7年度	1,600千円

イ 変動納付金

指定管理者は、一会計年度において指定管理業務により得た収入が、指定管理業務経費の提案額と固定納付額の提案額の合計を超えた場合は、超えた金額の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を超えた部分の50%を、毎会計年度終了後、長崎市の指定する期日までに納付していただきます。

(9)納付金額の変更

以下の状況となった場合は協議を行うこととします。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 7の責任の分担に基づく協議が必要となった場合

(10)修繕費の精算

指定管理者は、修繕費に係る支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。また、修繕費は実績により精算を行うものとし、修繕費の年間上限額から実績額を差し引いた額を、毎会計年度終了後、長崎市が指定する日までに長崎市に納付金として納付していただきます。なお、精算については消費税及び地方消費税相当額を含んだ額で計算します。

(11)その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定することとします。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○ (短期間の目的外使用による利用者減は対象としない)	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵(指定管理者の責)による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○

項目		長崎市	指定管理者
	管理上の瑕疵によらない(長崎市の責による)施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○ (責任の範囲については協議する)	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引継ぎにかかる費用負担			○
運営管理(企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応)			○
維持管理(清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理)			○ (修繕については、1件当りの金額が60万円未満のもの)
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)			○
利用料金の設定			○ 市長の承認が必要
入出庫取扱時間の設定			○ 市長の承認が必要
減免の設定			○ 市長の承認が必要
利用料金の收受、減免受付・承認			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理(占用許可等)		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)における指示等		○	
災害復旧(本格復旧)		○	
火災保険(火災及び災害)		○	

項目	長崎市	指定管理者
施設賠償責任保険	○	○市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。
 <本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。>

8 保険

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。同保険の賠償責任保険の内容は次のとおりです。

施設賠償責任保険契約類型			D型
てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和2年9月18日（金）～10月20日（火）
イ 質問書の受付	令和2年9月18日（金）～10月7日（水） 1回目締め切り 9月25日（金） 2回目締め切り 10月7日（水）
ウ 現地説明会の開催	令和2年10月2日（金）～10月6日（火） 申込締め切り 9月30日（水）

エ 申請の受付	令和2年10月12日(月)～10月20日(火) 正午
オ 面接審査の実施	令和2年10月下旬
カ 選定結果の通知	令和2年11月中旬
キ 指定管理者の指定の手続き	令和2年12月
ク 指定管理者との協定締結	令和3年2月(予定)
ケ 指定管理者による管理の開始	令和3年4月1日(木)

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、土木企画課の窓口でも配布します。(ただし、午前8時45分から午後5時30分までの間とし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。)

長崎市指定管理者ホームページ URL :

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/index.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。1回目の質問への回答は、上記ウの現地説明会及び長崎市指定管理者ホームページ上にて行います。また、2回目の回答は、説明会参加団体及び質問団体に FAX 又は電子メールにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

<p>受付期間：1回目 令和2年9月18日(金)～9月25日(金) 午後5時30分まで 2回目 令和2年10月1日(木)～10月7日(水) 午後5時30分まで</p> <p>受付方法：募集要項に関する質問書(様式1)に記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールにて送付してください。電話(口頭)での質問は受け付けません。 ※FAX 及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認をお願いします。</p> <p>提出先：長崎市土木部土木企画課企画係 (長崎市役所本館5階) 担当 池田、玉川 住所 〒850-8685 長崎市桜町2-22 電話 095-829-1415 (直通) FAX 095-829-1229 Eメール doboku_kikaku@city.nagasaki.lg.jp</p>

ウ 現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について、次のとおり説明会を開催します。応募を予定している団体は、必ず出席してください。

駐 車 場 名	開 催 期 間	開 催 場 所
長崎駅西口自動車整理場、長崎駅二輪車等駐車場、尾上町二輪車等駐車場	令和2年10月2日(金)、5日(月)、6日(火)	長崎駅二輪車等駐車場(長崎市尾上町)

参加人数：各団体2名まで

申込方法：現地説明会参加申込書（様式2）に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて9月30日（水）午後5時30分までに送付してください。申込後、日程調整の上、開催期間中の日時に個別で現地説明会を行います。

※FAX及び電子メールでの送付については、必ず通信の確認をお願いします。

申込先：上記イ質問書の提出先に同じ

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和2年10月12日（月）～10月20日（火）正午

午前8時45分から午後5時30分まで（最終日は正午まで）

提出期限：10月20日（火）正午まで（必着）

受付及び：〒850-8685 長崎市桜町2-22（長崎市役所本館5階）

提出場所 長崎市土木部土木企画課

※申請書等の提出は持参又は郵送とします。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

法人その他の団体であり、次の事項をすべて満たすものであること。

ア 長崎市の有資格者であること。

イ 有資格者名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。

ウ 本公募に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係があるものが含まれていない者であること。

※複数の団体がグループを組み応募すること（以下「グループ応募」という。）もできることとします。ただし、この場合にあっては、グループを構成する団体すべてにおいて、個別に応募資格を満たしている必要があります。また、応募に伴い代表構成員を定め、責任体制を明確化することとし、協定締結においては、すべての構成員を協定の当事者とします。

【有資格者名簿への登録について】

本施設の指定管理者に応募するためには、長崎市の有資格者名簿に登録されていることを条件とします。名簿登録がない団体は、長崎市の

- ・ 物品製造等
- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサル

のいずれかの名簿への登録手続きを行ってください。

（手続先）

〒850-8685 長崎市桜町2番22号（長崎市役所本館4階）

長崎市理財部契約検査課総務係 電話 095-829-1160

（手続内容）

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

※手続に要する日数については上記手続先へお問い合わせください。

名簿の種類	提出書類
物品製造等	競争入札参加資格審査申請書（物品製造等）
建設工事	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 ～建設工事～
建設コンサル	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書 ～建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等～

なお、必要な書類等については、契約検査課窓口、又は、次の URL で取得できます。

物品製造等 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026839.html>

建設工事 <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026798.html>

建設コンサル <http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026834.html>

エ 3年以上の実績を有する（過去3か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。ただし、法人以外の団体においては、この限りではありません。

オ 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 応募団体の制限

応募しようとする団体（グループ応募の場合は、すべての構成団体）が次のいずれかの項目に該当しないこと。

ア 長崎市契約規則第2条の規定により長崎市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった場合。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった場合（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された場合（建設工事に係る有資格者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、長崎市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格者として認定された者に限る。）を除く。）

エ 指定管理者の指定取消しを受けたこと又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことがある場合。

オ 長崎市指定管理者暴力団対策要綱第3条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当する場合。

カ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領又は長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定による指名停止措置の期間中である場合。

1 1 申請書類

申請時に以下の書類を提出してください。(原本1部、写し6部)

- (1) 指定管理者指定申請書(様式3)
- (2) グループ応募構成書兼委任状(様式4)(グループ応募の場合のみ)
- (3) 団体の概要書(様式5)
- (4) 事業計画書(様式6)
- (5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書(5か年)(様式7)
- (6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (7) 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支計算書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(明細書付)、法人税申告書別表1、4、5の写し(税務署の受付が確認できるもの(電子申告については、受信通知の写しを添付すること))
その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類(法人以外の団体を除く。)
- (8) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、(3)で確認)及び役員名簿(様式8)
- (9) 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- (10) 納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)
 - ・長崎市税においては完納証明書
 - ・法人事業税(長崎県分)の納税証明書(直近の事業年度分)
 - ・消費税及び地方消費税の納税証明書(直近の事業年度分)

※ 納税義務のある場合のみ。ない場合は、その旨の申立書(様式9)を提出すること。
- (11) 申立書(10(2)に該当しない旨の申立書)(様式10)

【注意事項】

- 注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本工業規格のA4版とします。
- 注2 写し6部は、審査の公平性を確保するため、団体(構成団体を含む。)が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

1 2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、長崎市土木部指定管理者候補者選定審査会(以下「審査会」という。)委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。なお、審査会委員は次のとおりです。

源城 かほり(長崎大学大学院工学研究科)

寺下 新弥(九州北部税理士会長崎支部)

川添 暢也(長崎商工会議所)

佐竹 晃介((一社)日本二輪車普及安全協会長崎県二輪車普及安全協会)

河野 英雄(特定非営利活動法人長崎国際文化協会)

(2) 応募の制限等

ア 本（同一）施設への応募は、1団体（グループ応募の場合は、グループを構成する各団体）につき1申請のみとします。

イ 長崎市の同種の施設（駐車場）に応募している団体は、同時に本施設への応募はできないものとします。

ウ 同種の施設（駐車場）の指定管理者となっている団体及び指定管理者候補者として選定された団体は、本施設と指定期間が重複する場合は本施設への応募はできないものとします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 申請書類の完備

11に掲げるすべての申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(6) 応募書類の取扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には（任意様式）を提出していただきます。

(8) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

13 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、外部委員による審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行う総合評価方式により審査し、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経た上で指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取り組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

(3) 選定基準

ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。

イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営にあたり、施設の設置目的等に合致した経営理念・方針を持っているか	10	20
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	5	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	5	
	事業計画	施設の運営計画	事業内容に合った計画であるか	10	25
		提供するサービス	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案があるか	15	
	管理運営体制	人員配置	職員配置や労働環境の設定は、当該施設の業務を行うのに適切か	15	30
		経理	経理、駐車料金徴収事務等は適切であるか	5	
		危機管理	危機管理体制は適切か(緊急時連絡体制、防犯、防災、利用者トラブル防止等)	10	
	事業評価	評価と改善	設定した事業指標や目標値に対する評価方法や改善の取組み方針は適切であるか	10	10
	価格点	納付金	固定納付金	固定納付金の提案額は適正か ※固定納付金の下限額から一定の基準額までの提案については経費削減や収入増加の努力を評価しますが、その基準額を上回る場合はサービス水準の低下等が懸念されることから、評価が下がります。	15

(4) 失格基準

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないと明らかなき
- イ 6 (8) で定める固定納付額を下回る提案がなされたとき
- ウ 技術点の大項目のすべてにおいて、配点の50%未満となるとき
- エ 技術点の区分の合計点が配点の60%未満となるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

1.4 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和2年11月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

1.5 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとします。

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模など）
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育研修
- ・利用者等からの苦情への対応

ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・自主事業に関する事項

エ 納付金に関する事項

- ・長崎市への納付金の額
- ・納付期日

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項

コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

- ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。
- イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。
- エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件（アを除く）を満たさなくなったとき。
- オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。
- カ 著しく社会的信用を失ったとき。
- キ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、利用料金収入総額のうち、施設の管理等に支払った総額（長崎市が認める正当な履行部分に相当する額）を除いた額、及び業務不履行部分の固定納付額（5年間の残りの部分）の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。なお、違約金の額は、指定を取り消された前日までの期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又はその端数は月割りによって計算するものとします。また、この

場合において、1月未満の端数があるときは、1月を30日とした日割計算によるものとします。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、17の(1)、(2)と同様に取り扱うこととし、その旨を協定書に規定するものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただくこととなります。

【問い合わせ先】

長崎市土木部土木企画課（長崎市役所本館5階）

担当 池田、玉川（企画係）

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

電話 095-829-1415（直通）

FAX 095-829-1229

メールアドレス doboku_kikaku@city.nagasaki.lg.jp

長崎市二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場に係る指定管理者業務仕様書

長崎市二輪車等駐車場（以下「二輪車等駐車場」という。）及び長崎駅西口自動車整理場（以下「自動車整理場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、二輪車等駐車場及び自動車整理場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

二輪車等駐車場及び自動車整理場を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 二輪車等駐車場及び自動車整理場が、道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するものであるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

(1) 長崎市二輪車等駐車場

ア 施設概要

名称	所在地	有料 無料	供用 年月日	施設の概要	
万才町 二輪車等 駐車場	万才町	有料	平成元年3月	平面 自走 式	収容台数：84台 施設・設備の内容：個別ロック式 精算機2台、車両ロック装置84台、通信機器2台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数： 24時間（基本：午前0時から午後12時まで）
新地町 二輪車等 駐車場	新地町	有料	平成4年3月		収容台数：21台 施設・設備の内容：個別ロック式 精算機1台、車両ロック装置21台、通信機器1台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数： 24時間（基本：午前0時から午後12時まで）

名称	所在地	有料 無料	供用 年月日	施設の概要
恵美須町 二輪車等 駐車場	恵美須町	有料	平成5年3月	平面 自走 式
古川町 二輪車等 駐車場	古川町	有料	平成9年4月	
興善町 二輪車等 駐車場	興善町	有料	平成12年4月	
元船町第2 二輪車等 駐車場	元船町	有料	平成13年4月	
尾上町 二輪車等 駐車場	尾上町	有料	平成15年3月	
住吉町 二輪車等 駐車場	住吉町	有料	平成18年2月	

名称	所在地	有料 無料	供用 年月日	施設の概要
元船町 二輪車等 駐車場	元船町	有料	平成20年4月	平面 自走式
新大工町 二輪車等 駐車場	新大工町	有料	平成27年2月	
長崎駅 二輪車等 駐車場	尾上町	有料	令和2年8月	
若葉町 二輪車等 駐車場	若葉町	無料	平成2年3月	
大橋町 二輪車等 駐車場	大橋町	無料	平成3年3月	
矢の平1丁目 二輪車等 駐車場	矢の平1丁目	無料	平成8年3月	
西山2丁目 二輪車等 駐車場	西山2丁目	無料	平成11年4月	
東山町 二輪車等 駐車場	東山町	無料	平成14年4月	
				<p>収容台数：83台 施設・設備の内容：ゲート式 駐車券発券機1台、精算機1台、ゲート装置2台、出口判定機1台、満空表示灯1台、通信機器1台、照明灯4基 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：28台 施設・設備の内容：個別ロック式 精算機1台、車両ロック装置28台、通信機器1台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：88台 施設・設備の内容：ゲート式 駐車券発券機1台、精算機1台、ゲート装置2台、出口判定機1台、満空表示灯1台、通信機器1台、照明設備1式 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：97台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：65台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：17台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：23台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p> <p>収容台数：10台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数：24時間（基本：午前0時から午後12時まで）</p>

名称	所在地	有料 無料	供用 年月日	施設の概要	
立山地区 二輪車等 駐車場	西山本町	無料	平成15年3月	平面 自走 式	収容台数：20台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数： 24時間（基本：午前0時から午後12時まで）
東山町第2 二輪車等 駐車場	東山町	無料	平成16年2月		収容台数：15台 条例施行規則において基準とする入出庫時間数： 24時間（基本：午前0時から午後12時まで）

※ 施設平面図は別紙のとおり

イ 利用台数*

単位：台

名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
万才町二輪車等駐車場	22,924	21,358	13,559	14,727
新地町二輪車等駐車場	7,490	8,033	6,340	6,556
恵美須町二輪車等駐車場	9,641	9,279	8,874	9,228
古川町二輪車等駐車場	13,559	13,827	13,654	14,147
興善町二輪車等駐車場	6,596	6,901	5,994	6,228
元船町第2二輪車等駐車場	4,919	5,373	6,591	6,611
尾上町二輪車等駐車場	4,370	9,867	18,373	17,274
住吉町二輪車等駐車場	5,770	6,269	7,103	6,651
元船町二輪車等駐車場	5,682	9,287	20,087	18,466
新大工町二輪車等駐車場	6,863	6,893	5,946	6,122
若葉町二輪車等駐車場	16,874	14,986	12,962	14,422
大橋町二輪車等駐車場	19,172	17,243	15,179	14,470
矢の平1丁目二輪車等駐車場	5,103	3,919	4,273	3,764
西山2丁目二輪車等駐車場	6,305	6,627	6,040	5,656
東山町二輪車等駐車場	1,762	2,160	2,161	2,082
立山地区二輪車等駐車場	5,030	5,440	5,015	5,158
東山町第2二輪車等駐車場	2,435	2,896	1,615	1,812
合計	144,495	150,358	153,766	153,374

※無料の二輪車等駐車場は、巡回時（2日に1回）における利用台数を元に算出

ウ 料金収入

単位：千円

名称	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
万才町二輪車等駐車場	4,710	4,326	2,624	2,928
新地町二輪車等駐車場	1,372	1,487	1,155	1,210
恵美須町二輪車等駐車場	1,986	1,925	1,761	1,873
古川町二輪車等駐車場	2,614	2,656	2,600	2,696
興善町二輪車等駐車場	1,399	1,530	1,316	1,344
元船町第 2 二輪車等駐車場	988	1,092	1,344	1,342
尾上町二輪車等駐車場	963	2,146	4,045	3,853
住吉町二輪車等駐車場	1,037	1,105	1,283	1,237
元船町二輪車等駐車場	1,155	1,913	4,380	4,063
新大工町二輪車等駐車場	1,165	1,167	935	975
合計	17,389	19,347	21,443	21,521

(2) 長崎駅西口自動車整理場

ア 施設概要

名称	所在地	有料 無料	供用年月日	施設の概要	
長崎駅西口自動車整理場	尾上町	有料	令和 2 年 3 月 28 日	平面 自走式	収容台数※：18 台（9 台） 施設・設備の内容：個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 18 台、 通信機器 1 台 施設平面図：別紙のとおり

※ 長崎駅東口駅前交通広場に整備予定の（仮称）長崎駅東口自動車整理場供用（令和 4 年度予定）と合わせ、収容台数を 18 台から 9 台に変更する予定です。なお、台数の変更時期に変更が生じる場合は、別途協議を行うこととします。

イ 利用台数及び料金収入

	利用台数（台）			料金収入（千円）
	20 分以内	20 分以上	計	
令和 2 年 4 月	807	354	1,161	244
令和 2 年 5 月	856	255	1,111	167
令和 2 年 6 月	1,127	604	1,731	371
令和 2 年 7 月	1,168	776	1,944	505

【参考】令和2年度の管理委託料※1

業務名	委託金額	備考
長崎市二輪車等駐車場等管理業務委託※2	5,962,440円	場内の巡視・点検、簡易清掃、放置車両の報告、緊急対応(有料施設のみ)等
長崎市二輪車等駐車場等使用料徴収事務委託※2	1,298,000円	使用料の徴収、集計、払込
長崎市有料二輪車等駐車場等機器保守点検業務委託(対象施設:10施設)	5,449,202円	定期点検(年3回)、機器不具合時の緊急対応
長崎市万才町二輪車等駐車場機器保守点検業務委託	711,361円	定期点検(年3回)、機器不具合時の緊急対応
長崎市興善町二輪車等駐車場機器保守点検業務委託	231,000円	定期点検(年3回)、機器不具合時の緊急対応

※1 長崎市(業務委託)による管理。

※2 長崎駅西口自動車整理場、長崎市茂里町仮設駐車場(令和2年4月1日から令和3年1月31日(予定))及び長崎市茂里町駐車場(令和3年2月1日(予定)から令和3年3月31日)を含む。

4 供用日等

- ア 供用日 1月1日から12月31日まで
- イ 供用時間 午前0時から午後12時まで

5 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

6 法令等の遵守

二輪車等駐車場及び自動車整理場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。なお、指定期間中に法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令
- (4) 道路法
- (5) 長崎市二輪車等駐車場条例、長崎駅西口自動車整理場条例、長崎市二輪車等駐車場条例施行規則、長崎駅西口自動車整理場条例施行規則
- (6) 長崎市個人情報保護条例
- (7) その他の関係法令等

7 職員の配置等について

- (1) 職員の配置は、利用者へのサービス及び利用者の安全性を低下させないという条件の下、効率的な職員配置についての提案を、事業計画書（様式6）及び管理に関する業務の収支予算書（様式7）に記載すること。
- (2) 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、二輪車等駐車場及び自動車整理場の運営に支障がないように定めること。
- (3) 職員は制服を着用するものとし、制服は、あらかじめ長崎市の承認を得ること。
- (4) 職員に対して、施設の運営管理に必要な教育・研修を実施すること。

8 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の供用に関する業務

ア 二輪車等駐車場及び自動車整理場の利用に関する業務

- (ア) ジャーナル用紙等の消耗品の在庫管理
- (イ) 機器の作動不良や駐車券の紛失時等における緊急対応
- (ウ) 次に掲げる報告書等の長崎市への提出（書式及び記載内容は協定において定めることとする）
 - a 利用状況報告書
 - b 営業状況報告書
 - c 駐車場管理日報集計表
 - d 減免利用調査
 - e 執行状況一覧
 - f 人件費内訳
 - g 事務費内訳
 - h 管理費内訳
 - i その他内訳
 - j 修繕費執行額
 - k 光熱水費
 - l 清掃作業報告
 - m 利用者からの苦情とその対応状況（業務日誌）
 - n その他必要な書類

イ 二輪車等駐車場及び自動車整理場の安全確保に関する業務

- (ア) 場内巡視等による二輪車等駐車場及び自動車整理場内の点検及び必要に応じて関係機関への連絡
- (イ) 二輪車等駐車場及び自動車整理場内の車両整理及び指示
- (ウ) 長崎市二輪車等駐車場条例第9条及び長崎駅西口自動車整理場条例第9条の規定による駐車車の拒否、取消し等に係る長崎市への連絡調整
- (エ) 長崎市古川町二輪車等駐車場の出入口の施錠及び解錠
- (オ) その他必要な業務

- ウ 二輪車等駐車場及び自動車整理場の利用料金の徴収に関する業務
 - (ア) 指定管理者は、長崎市二輪車等駐車場条例第7条（利用料金）、第8条（利用料金の減免）及び長崎駅西口自動車整理場条例第6条（利用料金）、第7条（利用料金の減免）の規定の定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けて定めた利用料金を徴収すること。
 - (イ) 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ること。
 - エ 利用料金の減免に関する業務
 - オ 放置二輪車等の報告（施設内に限る）
 - カ 放置二輪車等の除去
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ア 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - 二輪車等駐車場及び自動車整理場の適正な運営のため、別紙業務詳細に定める保守管理等を行うこと。
 - イ 施設の清掃に関する業務
 - (ア) 場内のゴミ、紙くず等の除去を行うなど、敷地内の景観の美化に努めること。
 - (イ) 鳩のふん等による場内の汚れは水洗い等により除去し、特に油污れは適切な方法により除去すること。
 - ウ 備品類の管理
 - エ 植栽の管理
 - オ その他の維持管理
 - (ア) 不具合な照明装置は速やかに交換すること。
 - (イ) 場内巡視により設備の不具合の監視を行うこと。
 - (ウ) 利用者及び車両の出入口等は、安全な通行を確保すること。
 - カ その他必要な業務
- (3) その他施設の管理上市長が必要であると認める業務
- ア 業務計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 施設的环境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告
 - エ 職員研修
 - (ア) 緊急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
 - (イ) 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。
 - オ 利用者等からの苦情への対応
 - (ア) 指定管理者は、苦情対応及び接遇等、運営管理に必要な職員の研修を定期的実施すること。
 - (イ) 管理運営に関して利用者及びその他市民からの要望、苦情等は、指定管理者において迅速かつ適切に対応すること。なお、解決困難な場合は、速やかに長崎市へ報告し、指示を受けること。
 - (ウ) 苦情を受けた場合は、苦情処理対応台帳を作成し、毎月、長崎市へ報告すること。
 - (エ) 長崎市になされた要望、苦情等で対応上必要と認める場合は、指定管理者に対して報告を

求め、現地を調査し、必要な指示を行う。

カ その他必要な業務

9 業務報告

- (1) 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは、提出すること。
- (2) 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、翌月10日までに長崎市に報告すること。

10 運営経費等について

(1) 運営経費の執行

執行については次のとおりとする。

ア 人件費

職員の給与等は、指定管理者からの予算提案に基づき、執行するものとする。

イ 管理費

(ア) 通信運搬費及び消耗品等の費用については、指定管理者の予算提案額で執行するものとする。

(イ) 電気使用料については、指定管理者の予算提案額で執行するものとする。

(ウ) 設備保全費（駐車機器）、植栽管理については、指定管理者の予算提案額で執行するものとする。

(エ) 駐車機器等の賃借料については、指定管理者の予算提案額で執行するものとする。

ウ 修繕費

(ア) 1件600,000円以下を対象とし、指定予算額以内で執行するものとする。なお、年度末の実績報告を受け、精算するものとする。

(イ) 修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は長崎市契約規則（昭和39年規則第26号）に準じて行うこと。

(ウ) 修繕の内容が分かる簡単な位置図や着工前、施工、完成時の写真を保管し、修繕の精算を行う際に添付して提出すること。

(2) 事業報告

会計年度終了後、15日以内に事業の報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

11 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し長崎市又は第三者に損害を与えたときは、民法第709条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法第

1条又は第2条の規定により長崎市が第三者に当該損害を賠償したときは、長崎市から求償権を行使されることがある。

(2) 保険の加入

長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しているが、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」及び、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについては対象にならない。指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入すること。

<指定管理者が対象となる賠償責任保険の内容>

施設賠償責任保険契約類型			D型
てん補限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円

1.2 備品の取扱い

- (1) 施設の備品は市が購入するが、指定管理者は、自らの判断により施設運営のための備品を購入することができる。維持管理も含めたこの場合の費用は指定管理者の負担となり、購入した備品は、指定管理者の所有に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議するとともに異動について定期的に長崎市へ報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達しなければならない。
- (4) 備品等の詳細の取り扱いについては、別途協定書において定めることとする。

1.3 モニタリングの実施方法

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は前各項に基づき、実施した事業に関する報告書(事業報告書)を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出することとする。

(2) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、長崎市に報告するものとする。

(3) 担当職員による現地調査

担当職員が、直接施設に行き、管理運営の状況を調査することとする。

(4) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じることとする。

(5) その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとする。

14 業務実施上の注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規定・要綱等がない場合は、長崎市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行うこと。
- (4) 市民の利便に資するため、二輪車等の入場及び出場の時間の変更が必要であると市長が認めたときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うこと。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行うこと。

15 協議

この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し決定する。

巡回、点検業務詳細（二輪車等駐車場、西口自動車整理場）

1 駐車場出入口の門扉の施錠管理（古川町二輪車等駐車場）

古川町二輪車等駐車場について、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めた入出庫時間に基づき、毎日、開錠と施錠を行うこと。

2 場内の巡視、点検

有料施設は毎日1回、無料施設は2日に1回、場内の巡視・点検を行い、駐車機器或いは駐車柵に正しく駐車させること。その際、正しく駐車されていない車両及び駐車柵以外に駐車された車両は可能な範囲で駐車柵に移動するとともに、車両ナンバー等を巡回日報に記録し、月ごとの報告書に合わせて長崎市に報告すること。なお、長崎市が故障の確認等で日報を求めた場合や場内に異変がある場合は、速やかに長崎市に報告すること。

3 ジャーナルの出力

ジャーナル（精算機の履歴記録）の出力（有料施設のみ）は、異変がある場合等必要に応じ行うこと。

4 消耗品の補充

ジャーナル用紙や駐車券等の消耗品を必要に応じて補充すること。

5 利用状況等の照会

精算機メーカーのデータセンターに利用状況等の照会を行い、各種帳票を保管すること。

6 清掃

場内の巡視、点検時に、施設内にゴミ等があった場合、清掃を行い処分を行うこと。

7 放置車両の報告

放置車両（連続して10日以上同じ駐車柵に駐車している車両）を発見した場合は、車両ナンバー等を巡回日報に記録し、月ごとの報告書に合わせて長崎市に報告すること。また、その後の状況を定期的に確認、記録し報告すること。

8 有料施設における緊急時の対応

機器の作動不良や駐車券の紛失時等、現場での対応が必要な場合は、ただちに現場に行き一時的な対応を行うこと。

駐車機器保守点検業務詳細（二輪車等駐車場、西口自動車整理場）

1 業務対象

施設名	業務対象
万才町二輪車等駐車場 ^{※1}	個別ロック式 精算機 2 台、車両ロック装置 84 台、通信機器 2 台
新地町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 21 台、通信機器 1 台
恵美須町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 29 台、通信機器 1 台
古川町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 45 台、通信機器 1 台
興善町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 18 台、通信機器 1 台
元船町第 2 二輪車等駐車場 ^{※1}	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 17 台、通信機器 1 台
尾上町二輪車等駐車場 ^{※1}	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 66 台、通信機器 1 台
住吉町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 20 台、通信機器 1 基
元船町二輪車等駐車場	ゲート式 駐車券発券機 1 台、精算機 1 台、ゲート装置 2 基、出口判定機 1 台、通信機器 1 基
新大工町二輪車等駐車場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 28 台、通信機器 1 基
長崎駅二輪車等駐車場 ^{※2}	ゲート式 駐車券発券機 1 台、精算機 1 台、ゲート装置 2 台、出口判定機 1 台、通信機器 1 台
長崎駅西口自動車整理場	個別ロック式 精算機 1 台、車両ロック装置 18 台（9 台） ^{※3} 、通信機器 1 台

※1 令和 4 年 4 月から保守点検の対象

※2 令和 3 年 8 月から保守点検の対象

※3 （仮称）長崎駅東口自動車整理場供用（令和 4 年度予定）と合わせ、収容台数を 18 台から 9 台に変更予定。

2 業務内容

機器及び関連装置が正常な機能を発揮し、稼働するように保守管理を行うものとする。

3 要求水準

(1) 保守の内容

- ア 清掃、注油及び一般調整
- イ 異常有無の点検
- ウ 必要な部品の性能試験
- エ 摩耗部品の修復、部品交換及び調整
- オ 障害の修復

(2) 保守方法

ア 定期保守

定期巡回方式による保守は3か月に1回実施するものとする。

イ 緊急保守

故障等発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、故障個所の修復に当たるものとする。

(3) その他

業務完了後の報告書提出

植栽管理業務詳細（二輪車等駐車場、西口自動車整理場）

1 業務対象

(1) 長崎市万才町二輪車等駐車場

剪定

	数量	単位	摘要
高木剪定	2	本	60 cm以上 120 cm未満 年1回

(2) 長崎市元船町二輪車等駐車場

ア 剪定

	数量	単位	摘要
高木剪定	3	本	60 cm未満 年1回
高木剪定	3	本	60 cm以上 120 cm未満 年1回

イ 除草 230m2（年1回）

2 業務内容

二輪車等駐車場内の環境の美化を目的として、施設内植栽の剪定及び除草を行うもの。

3 要求水準

(1) 共通事項

ア 作業を行うにあたり、それぞれ対象とする植物の特性、地理的条件等を十分考慮し、天候等気象条件を踏まえた上で行うこと。

イ 作業中損傷を与える恐れのある施設等に対して適切な保護を施さなければならない。万一損傷を与えた場合は、遅滞なくその状況を長崎市に報告し、直ちに必要な処置を施さなければならない。

ウ 作業範囲を明確にし、必要に応じてバリケードやロープ等で囲い、作業関係者以外の立ち入りを禁止するなど安全管理に十分な配慮を行うこと。

エ 作業地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ除去すること。

オ 作業を行った後の清掃は、指定管理者が責任をもってこれを行うものとする。

カ 場外処分が必要な除草、剪定くずは受注者の責任で適正に処分すること。

(2) その他

業務完了後の報告書提出

消防設備点検業務詳細（二輪車等駐車場、西口自動車整理場）

1 点検対象（長崎駅二輪車等駐車場）

粉末（ABC）消火器 10 型（蓄圧式）

項目		数量
業務用消火器	粉末（ABC）、蓄圧式	2 本
書類作成		1 式

2 点検要領

消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき点検を行い、その結果を所定の様式により提出すること。

3 点検回数

消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示の規定により年 2 回とする。

4 消防長又は消防署長への報告

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定により、点検結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない場合は、所定の様式により報告すること。

5 その他

点検後、不適格箇所及び不良品等がある場合は長崎市の指示に従い、交換時はこの業務には含まないものとする。